

# 【改正の概要】

	建築物	住宅
大規模 (2,000m <sup>2</sup> 以上)	<b>1 適合義務制度の対象を拡大</b> [中規模建築物を新たに追加]	
中規模 (300m <sup>2</sup> 以上 2,000m <sup>2</sup> 未満)		<b>5 届出義務制度の審査手続き合理化</b>
小規模 (300m <sup>2</sup> 未満)	<b>3 建築士から建築主への説明義務制度を創設</b>	
住宅 トップランナー制度	――	<b>4 住宅トップランナー制度*の対象を拡大</b> [注文戸建・賃貸アパートを新たに追加]

\*住宅を大量に供給する大手住宅事業者を対象に、目標年度を示した上で、トップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)の達成を誘導する制度

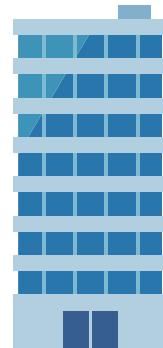
## ◆オフィスビル等に対する措置◆

### 1 省エネ基準への適合義務制度の対象を 300m<sup>2</sup>以上の中規模建築物に拡大



※改正前は2000m<sup>2</sup>以上の大規模建築物が対象

※省エネ基準への適合が、建築確認や完了検査時に審査・検査されます



### 2 性能向上計画認定制度(容積率特例制度)の対象に、 複数の住宅・建築物の連携による取組みを追加

※複数の住宅・建築物の連携により認定を取得した場合、一定の要件を満たせば、省エネ街区形成事業(補助事業)の対象となります

## ◆戸建住宅等に対する措置◆

### 3 建築士から建築主に対する省エネ性能の説明義務制度を創設



※省エネ基準への適否、(省エネ基準に適合しない場合)省エネ性能確保のための措置について説明が必要となります

※分譲住宅・賃貸住宅の売主・仲介事業者等に対して購入者・賃借人への説明を義務づけるものではありません



### 4 住宅トップランナー制度の対象に、注文戸建住宅・ 賃貸アパートを供給する大手住宅事業者\*を追加

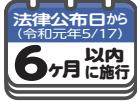


※改正前は建売住宅を年間150戸以上供給する事業者が対象

※対象事業者は、注文住宅は年間300戸以上、賃貸アパートは年間1,000戸以上供給する事業者とすることを予定

## ◆マンション等に対する措置◆

### 5 民間審査機関による評価書を提出する場合、 届出期限を着工の3日前に短縮



※改正前は着工の21日前までに届出が必要

※民間審査機関による評価書は、住宅性能評価書等を想定



## ◆その他の措置◆

### 6 地域の自然的条件等の特殊性を踏まえて、 地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

